

南房総市農村環境計画

【概要版】



平成 22 年 3 月

南房総市

計画策定の背景と目的

農業や農村は、「食料等の供給」という基本的な役割に加え、「生活・就業の場の提供」、侵食防止や自然災害の防止など「国土の保全」、水の貯蔵など「水資源のかん養」、生物相の保全や景観の維持など「自然環境の保全・形成」、あるいは自然学習やレクリエーション、文化等の「自然・文化資源の提供」など、多面的かつ公益的な機能を発揮しています。そして、これらの機能は、農村地域の住民のみならず市民全体に利益をもたらしています。

食料・農業・農村基本法や食料・農業・農村基本計画においても、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるべきことや、景観の形成等環境との調和に配慮しつつ地域特性に応じた農業生産基盤整備を推進することと規定されています。

平成 14 年には、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」に基づく農業農村整備事業等の実施が規定され、以後の農業農村整備事業等は、市町村策定の農村地域における環境保全に関わる基本計画である「農村環境計画」を踏まえて実施することとなりました。

本計画は、南房総市（以下、本市）の農村地域における良好な環境を保全・再生するため、農村環境の保全に対する基本的な考え方を示し、農業農村整備事業に関わる各種事業計画のマスタープランとなるものです。

本計画は、千葉県農業農村整備環境対策指針に基づき、南房総市総合計画など各種上位関連計画等との整合を図りながら策定しました。

計画の対象地域

本市の農業振興地域全域を主な計画対象としますが、広域的な観点から環境を捉える必要があるため、必要に応じ、農業振興地域外についても対象としました。

計画の策定手順

本計画は、平成 20・21 年度の 2 カ年で検討を行い、策定された計画です。

良好な農村環境づくりにあたっては、地域住民との協力が不可欠となります。そのため、策定委員会や市民検討ワークショップを開催し、農業者を含む地域住民の参加により計画策定を進めました。

農村環境保全の基本的考え方

【農業・農村と環境】

- ・ 農業や農村は、食料等を供給するだけでなく、国土・環境保全といった多面的かつ公益的な機能を有しており、地域で暮らす住民の適正な営農活動によって維持されています。
- ・ これらの機能は、農村地域の住民のみならず市民全体に利益をもたらすものであり、その基盤となる農村環境の保全は、国民全体の資産を保全することにもつながります。
- ・ 農村は、国民の新たなライフスタイルの実現を可能にする場としても評価が高まっています。

【農業農村整備事業と環境との調和】

- ・ 農業農村整備事業の実施に際しては、単に生産性の向上を図るだけでなく、生態系や景観など周辺環境との調和にできるだけ配慮して進めることが重要です。

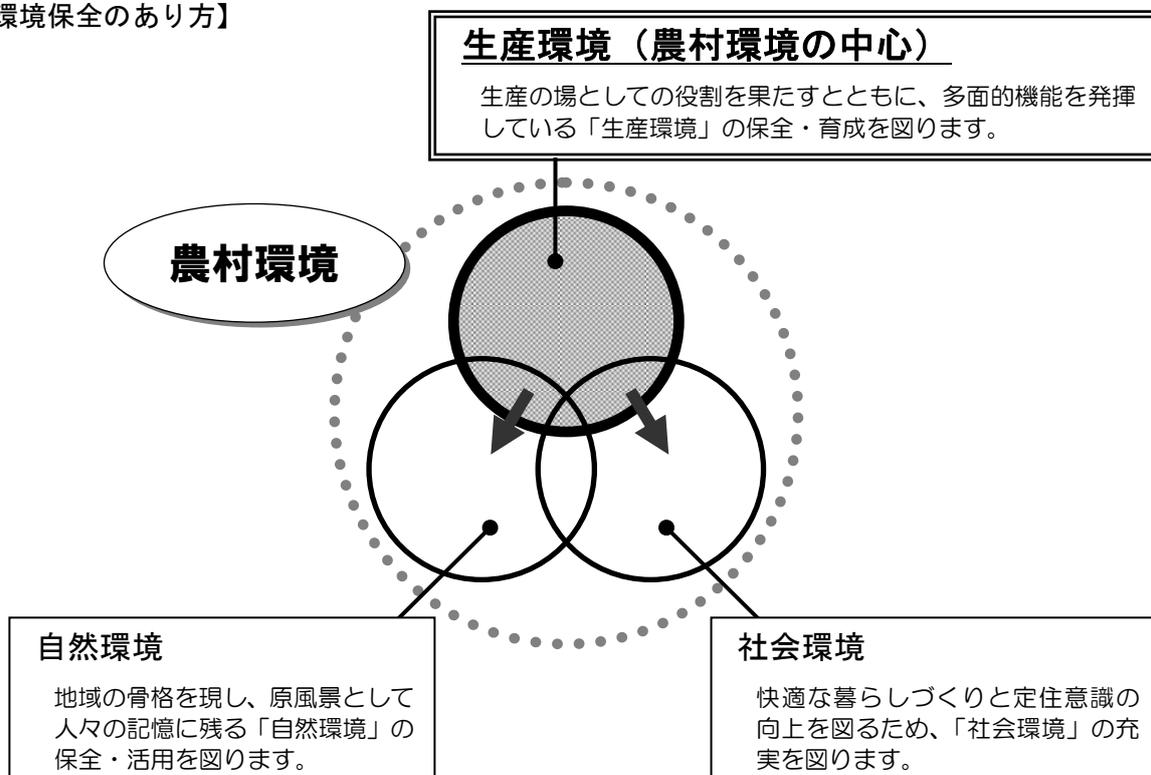
【農業と環境への負荷】

- ・ 機械化や農薬・化学肥料の進歩等により、農産物の生産性は向上しつつあります。その一方で、有機農業や低農薬化の推進など環境に配慮した持続可能な農業への取り組みが注目されています。
- ・ 畜産排泄物や施設型農業による廃プラスチックなど農業廃棄物の適正処理や再利用化への取り組みも重要です。

【農村環境の概念】

- ・ 農村環境は、樹林地やため池、河川、海岸等の「自然環境」と、集落や生活関連施設、歴史・文化的資源等の「社会環境」、農地や用排水路、農道等の「生産環境」の3つに区分することができます。

【環境保全のあり方】



農村環境の将来像

○南房総市の農村環境の将来像

人と自然と農業がつながる あったか南房総

本市の農村環境を構成する主要な要素として、地域に根付く人々の暮らし、そこで営まれる多様な農業、そしてその背後に広がる豊かな自然があります。

「人と自然と農業がつながる」という将来像には、人間と自然、農業相互のつながりだけでなく、地域で暮らす人々のつながりや観光などを目的に来訪する都市住民とのつながりなど、本市の農村環境を「様々なものがつながる舞台」として活用していこうという想いを込めています。

また、「あったか」で本市の特色である「温暖な気候」とそこで暮らす「住民の心の温かさ」を示しています。

農業農村保全及び整備における環境保全対策のあり方

○地域特性に応じて、環境との調和に配慮しながら、保全・整備を進めます。

本市の豊かな農村環境資源を守り育てていくため、ゾーン設定を行い、それぞれの特性に応じた方針を設定します。その方針に従って、農業農村保全及び整備に取り組みます。

○整備にあたっては、できるだけ環境との調和への配慮に努めます。

次世代に農業を引き継いでいくためには、各種事業により営農条件の向上を図ることも重要です。一方、農地や農業施設は地域の生態系ネットワークを支える1つの要素となっています。整備にあたっては、現状をしっかりと把握し、様々な要素を勘案した上で、環境との調和に配慮できる部分については、何らかの対策を検討していきます。

○地域住民と行政がともに考え、行動し、農村環境を支えます。

地域に根付く人々の暮らしも農村環境を支える基盤となります。行政は地域でずっと暮らしているように生活基盤整備を図りつつ、農業に関わる人材育成等への支援を図ります。また、各種整備にあたっては、検討会議や意見交換会を開催するなど地域住民の意向を踏まえ、検討を進めます。更に、地域住民とともに維持管理活動や地域景観づくり、コミュニティ活動の活性化など環境保全・育成活動にも取り組んでいきます。

農村環境保全及び整備の目標と基本方針

自然環境

目標	人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地や河川、海岸など豊かな自然に恵まれ、そこには多様な生物が生息しています。 ・ 地域に暮らす人々にとって、自然風景は、「ふるさと」として記憶に残るものであり、観光資源としても活用されています。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> ① まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。 〔例示〕 石堂寺の森など特定植物群落の保全、地域住民参加による里山の維持管理活動 ② 河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。 〔例示〕 ホタルの里づくり、河川・水路での親水護岸の整備、湧水の保全、大房岬自然公園の充実、水路沿いの植栽による緑の連続性の確保、地域住民参加による海岸・河川の美化清掃活動 ③ 自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。 〔例示〕 広域農道整備に伴う自然環境への配慮、ため池の整備における周辺の自然環境との調和 ④ 法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。 〔例示〕 危険箇所の点検及び安全対策の実施、危険箇所への住宅新築の抑制 ⑤ 集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。 〔例示〕 地域の巨樹・巨木の指定と保全、地域住民による花の遊歩道の整備 ⑥ 環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。 〔例示〕 地域の生物調査など学校での環境学習の推進、富山周辺などハイキングコースの整備・改良

社会環境

<p>目標</p>	<p>快適で住み続けたい居住環境を守り育む</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口は減少傾向にあり、高齢化も進むなど、地域の活力が失われつつあります。 ・ 東京からも近く、様々な観光資源に恵まれており、自然や歴史・文化、各種体験活動を目的として多くの観光客が来訪しています。
<p>基本方針</p>	<p>⑦ 地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。</p> <p>〔例示〕 広域農道の整備推進、合併浄化槽の普及及び集落排水事業の推進</p> <p>⑧ 生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。</p> <p>〔例示〕 環境への影響をできるだけ抑えた計画の立案、法面の緑化、優良農地周辺の宅地化の抑制</p> <p>⑨ 良好な田園景観の保全・創造を図ります。</p> <p>〔例示〕 農地や樹林地の保全による景観の維持、地域の歴史を活かした落ち着いた景観づくり、各種整備における景観への配慮</p> <p>⑩ 地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。</p> <p>〔例示〕 増間の御神的神事など伝統的行事の継承・活性化、社寺や里見氏の史跡、戦争遺跡など歴史・文化的資源の保全・整備・活用</p> <p>⑪ 地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。</p> <p>〔例示〕 農村環境づくりに対する地域住民参加の推進、地域活性化検討会の結成、地域外への地域の情報発信、学校での「地域を知る」学習の実施</p> <p>⑫ 観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。</p> <p>〔例示〕 海水浴客を呼び込む農漁業に関わる観光の魅力づくり、各種体験活動の充実、地域の資源を活用したイベントの開催、各種資源のネットワーク化の推進</p>

生産環境

目標	個性的で活力のある農業生産の場を守り育む
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増えつつあります。 ・ 道の駅などを拠点とし、農業に関連する交流活動や各種体験活動が盛んになりつつあります。
基本方針	<p>⑬ ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。</p> <p>〔例示〕 未整備農地のほ場整備、老朽化施設の改修、農地貸借の斡旋</p> <p>⑭ 農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。</p> <p>〔例示〕 各種講座・講演会の充実、人材育成システムの構築</p> <p>⑮ 都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。</p> <p>〔例示〕 道の駅を拠点とする体験活動の充実、遊休農地を活用した農業の交流の場づくり</p> <p>⑯ 地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。</p> <p>〔例示〕 「南房総市地産地消推進計画」に基づく地産地消の推進、直売施設の充実、学校給食での利用拡大、新しい農産物の導入、「赤混ぜご飯」など地域の食文化の発掘</p> <p>⑰ 農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺への配慮を図ります。</p> <p>〔例示〕 生物生息に配慮した整備手法の検討、景観への配慮</p> <p>⑱ 鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。</p> <p>〔例示〕 鳥獣のすみかとなる自然環境の保全、防護柵など生物の性質に合わせた効果的な対処方法の検討</p> <p>⑲ 環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。</p> <p>〔例示〕 「南房総市バイオマスタウン構想」に沿ったバイオマスの利活用、有機農業及び低農薬化の推進</p>

農村環境保全及び整備における環境配慮指針

○環境配慮の基本的考え方（環境配慮の5原則）

項目		具体例
回避	行為の全体または一部を実行しないことにより、影響を回避すること	【湧水池の保全】 湧水など環境条件がよく、繁殖も行われているような生態系拠点は、現況のまま保全します。
最小化	行為の実施の程度または規模を制限することにより、影響を最小とすること	【生態系に配慮した水路】 水辺の生物が生息可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、生物への影響を最小とします。
修正	影響を受けた環境そのものを修復、復興または回復することにより、影響を修正すること	【魚道の設置】 魚道を設置し、落差工により水路のネットワークが分断されている状況を修正します。
影響の軽減/除去	行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減または除去すること	【一時的移動】 環境の保全が困難な場合、一時的に生物を捕獲・移動し、影響を軽減させます。
代償	代償の資源または環境を置換または供給することにより、影響を代償すること	【代償施設の設置】 多様な生物が生息する湿地等を工事区域外に設置し、同じ環境を確保します。

資料：千葉県農林水産部耕地課ホームページ

○個別事業における環境配慮指針

【農業農村整備事業における環境全般への配慮】

- ・事業区域内に良好な樹林地や水辺環境などが存在する場合には、その環境の保全にできるだけ配慮して、計画・整備を検討します。
- ・事業区域内の生物生息状況を把握し、事業による生物への影響の軽減策を講じるなど、できるだけ生物生息空間に配慮した計画・整備となるよう検討します。
- ・できるだけ地形改変の影響が少なくなるよう配慮するなど、現在の地形を生かした計画・整備を検討します。
- ・事業実施後も地域住民が参加する定期的な生物調査の実施など、生物生息状況の変化を継続的に把握するとともに、地域住民に対する生物生息空間の保全への意識づけを促します。

【生物生息空間の保全】

- ・農村地域における無秩序な開発などを抑え、生物生息空間を保全し、できるだけその連続性が確保できるように努めます。
- ・地域固有の生物が生息できるような環境づくりに努めます。
- ・良好な樹林地については、地域住民の協力を得ながら、適切な維持管理を行い、その維持・保全に努めます。
- ・休耕田での年間通水など、遊休農地を活用した新たな生物生息空間づくりを検討します。
- ・河川や水路、農道沿いの植栽などによって、樹林地や農地、ため池など生物生息の核となる空間を結び、生物が移動できるような連続した水と緑の空間づくりに努めます。

【農道における環境への配慮】

- ・農道の検討にあたっては、できるだけ生物生息環境への影響が少なくなるようなルート設定に努めます。
- ・農道の整備では、できるだけ切り土や盛り土などが少なくなるような計画を検討します。
- ・農道沿いの植栽や法面の緑化などによって緑の連続性を確保し、生物が移動しやすい環境づくりに努めます。

【河川・水路における環境への配慮】

- ・河川や水路では、親水護岸の整備など人々が水とふれあえるような親水空間づくりに努めます。
- ・河川や水路の整備にあたっては、石積み護岸など自然素材の活用や河床の工夫など、生物が生息しやすい配慮に努めます。
- ・河川や水路の整備にあたっては、流れに沿った散策路や植栽、水路のネットワークづくりなど、水と緑の連続性が確保できるように努めます。
- ・河川や水路の整備において落差が発生する場合には、魚道を設置するなど、水生生物の移動経路が確保できるように努めます。
- ・整備済み河川や水路においても、改修に伴う生物への配慮や用水路の通年通水など、生物が生息しやすい環境づくりに努めます。
- ・畜産排泄物の適正処理や合併浄化槽の設置、集落排水事業などを今後も推進し、良好な水質を維持するように努めます。

【ため池における環境への配慮】

- ・ため池の整備にあたっては、できるだけ周辺の良い環境への影響が少ない計画・整備を検討します。
- ・ため池の整備にあたっては、自然素材の活用や生物の生息に配慮した護岸整備などに努めます。
- ・ため池の一部では、安全を確保しながら、生物観察や親水の間として利活用できるような整備を検討します。
- ・地域住民によるため池の維持管理活動などに対して、支援を検討します。

【鳥獣被害への対処】

- ・鳥獣による農作物被害に対し、生物の性質に合わせた効率的で効果的な対策を検討します。
- ・鳥獣の生息地となる樹林地を適切に管理し、被害の低減に努めます。

【環境保全型農業の推進】

- ・農業者に対して、環境にやさしい農業についての PR 活動などを行い、環境保全型農業の啓発に努めます。
- ・市の「バイオマスタウン構想」に基づき、バイオマスの利活用に努めます。
- ・畜産排泄物や家庭系生ごみを堆肥化し、有機肥料として活用します。できた堆肥についても、市内産有機肥料として、市内での利用促進に努めます。
- ・農薬や化学肥料をできるだけ減らすなど、環境負荷が少なく持続可能な農業の推進を図ります。
- ・エコファーマー認定制度を活用します。
- ・土壌診断による健全な土づくりと効率的な施肥を促します。

【暮らしの充実】

- ・地域の良好な環境の中で、今後も定住できるような各種生活基盤施設の整備を継続します。
- ・地域環境に対する関心を高め、住民自らが環境に対して配慮した生活スタイルに取り組めるよう啓発活動等に取り組みます。
- ・地域の伝統的な行事やコミュニティ活動への参加を促します。
- ・伝統芸能や言い伝えなど、地域の歴史・文化的資源について発掘・伝承に取り組みます。
- ・地域の食文化の継承を図り、観光資源としての活用を検討します。

【遊休農地の解消と有効活用】

- ・担い手農家や営農組織へ耕作を委託するなど、遊休農地を耕作できる方策を検討します。
- ・遊休農地の一部を市民農園や体験農園、花畑などとして活用し、農業を通じた人々の交流の場として有効利用できるよう検討します。
- ・耕作条件が厳しい遊休農地では、緑地や生物生息環境としての利用を検討します。

【担い手の育成】

- ・農業生産基盤施設の整備・改修により、引き続き農業者が営農しやすい環境づくりを図ります。
- ・認定農業者に対する営農支援を図ります。
- ・ブランド化などにより、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上を目指します。
- ・農業生産法人の組織化や企業による農業参入などについても検討します。

【農業を通じた地域の活性化】

- ・地産地消の拡大や食育活動の充実に努めます。
- ・生産記帳運動やトレーサビリティシステムについて検討します。
- ・新たな地域固有の農林水産物の掘り起こしや特産品の開発などを検討します。
- ・農業に関連するイベントの開催などを通じ、都市住民との交流拡大を目指します。
- ・道の駅などを活用し、地域の農産物や特産品についてのPR活動や販売を更に進めます。
- ・各種体験活動と市内の観光資源とのネットワーク化に努め、多種多様な南房総市の観光の魅力づくりを図ります。

【田園景観と調和した良好な景観づくり】

- ・農業農村整備事業にあたっては、周辺の田園景観に配慮した規模や素材、色彩となるよう設計を行います。
- ・建築物では伝統的な技術を活かしたデザインや建築手法を考えます。
- ・施設整備にあたっては、周辺となじむよう、できるだけ植栽を増やすなど緑化に努めます。
- ・無秩序な宅地化や遊休農地化を防いで農地の保全を図り、広がりある農地の風景を守ります。
- ・田園景観に対する地域住民の意識啓発活動などに取り組みます。
- ・屋敷林や生け垣など、地域住民による住宅周りの緑化を支援します。
- ・地域のシンボルとなる景観資源の保全に努めます。

【環境や農業に対する意識づくりの推進】

- ・学校教育の中で、地域の身近な環境や農業について学習する機会を増やしていきます。
- ・地域の生物調査を行うなど、地域の環境やそこで暮らす生物について学習できるような場を増やしていきます。
- ・地域での環境保全活動に関する取り組みに対し、支援できるよう検討します。
- ・農業農村整備事業の実施にあたっては、地域住民の参加を促し、住民自らが地域の環境について考え、意見を発信できる場を増やしていきます。

南房総市農村環境計画における目標・方針・施策の体系

南房総市 農村環境の将来像 : 人と自然と農業がつながる あったか南房総

環境保全対策のあり方

地域特性に応じて環境配慮の方向を設定し、保全・整備に取り組みます。

地域特性に応じて、環境との調和に配慮しながら、保全・整備を進めます。

地域住民と行政がともに考え、行動し、農村環境を支えます。

農村環境保全及び整備の目標及び基本方針

【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む

- ①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。
- ②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。
- ③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。
- ④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。
- ⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。
- ⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。

【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む

- ⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。
- ⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や農環境への配慮を図ります。
- ⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。
- ⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。
- ⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。
- ⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。

【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む

- ⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。
- ⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。
- ⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。
- ⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。
- ⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。
- ⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。
- ⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。

広域的整備計画（市全域ゾーニング）

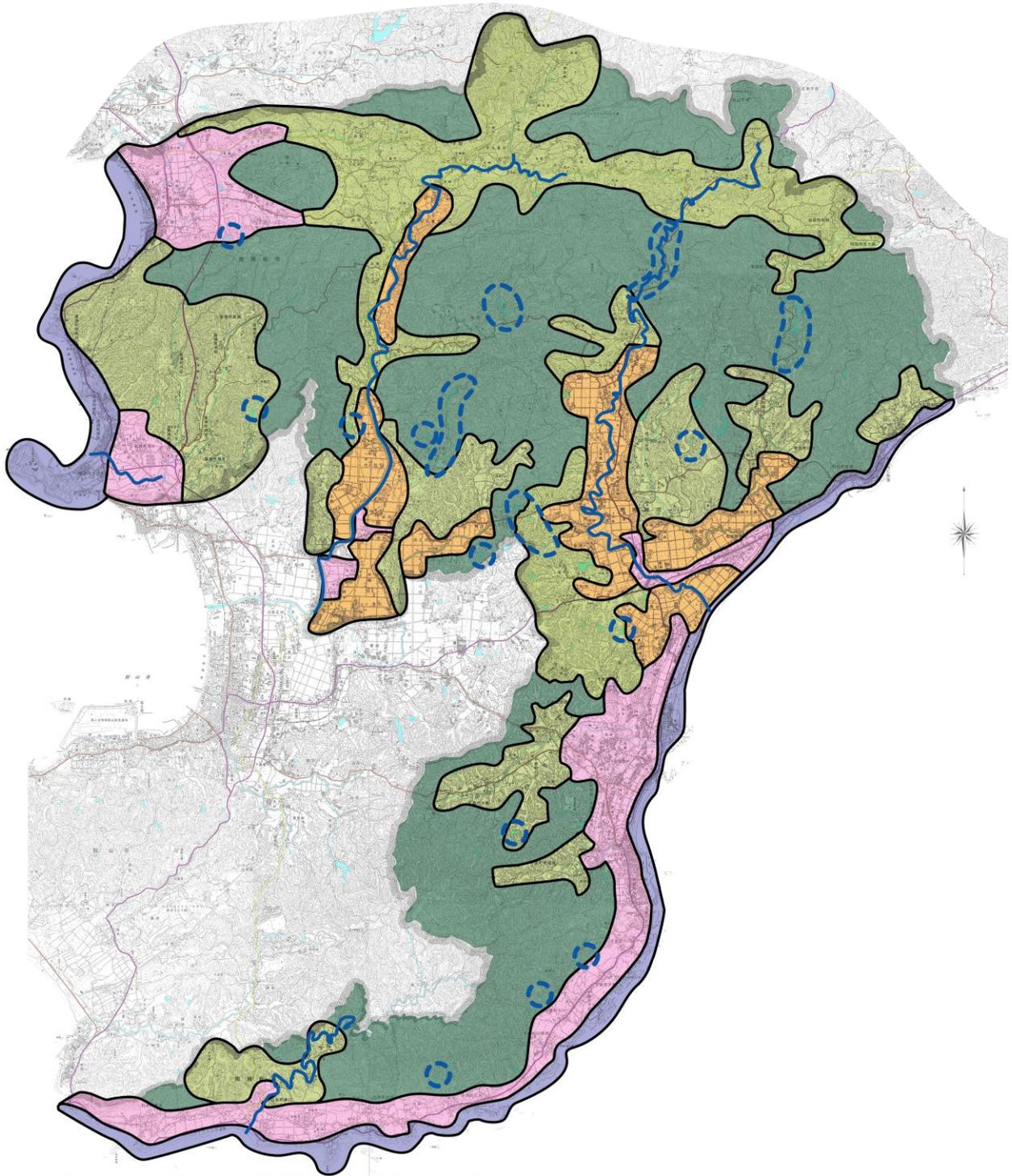
<p>人と農業の共生ゾーン</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○うるおいある住み良いくらし ○活発な交流によるにぎわいの場 <p>必要方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地を荒廃させない有効活用 ○農業を通じた交流の場づくり ○地域の快適なくらしを支える生活基盤施設の充実 ○落ち着きのある集落の景観づくり 	<p>里山環境共生ゾーン</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業と自然が調和する里山 ○環境に配慮した農業の場 <p>必要方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営農しやすい農業生産基盤施設の充実 ○周辺の自然環境に配慮した農業の推進 ○遊休農地の解消と有効活用 ○里山の適切な維持管理活動の実施 ○安心して暮らせる生活環境づくり
<p>水田農業振興ゾーン</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○充実した働きやすい営農環境 ○水田の広がりを感じさせる農地の景観 <p>必要方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の農業を担う人材の確保・育成 ○ブランド化による農家所得の向上 ○優良農地の保全 ○農業生産基盤施設の整備・改修・更新 ○農地周辺の景観整備 	<p>樹林保全ゾーン</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な生物が暮らす豊かな自然 ○手入れされた樹林地の広がる風景 <p>必要方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○樹林地の保全と適切な維持管理 ○生物生息環境の保全と整備時の配慮 ○環境への配慮を踏まえた観光的利活用
<p>海岸交流ゾーン</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○美しい海岸の風景 ○人と農業と漁業が交わるにぎわいの場 <p>必要方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全とレクリエーション的利活用の両立 ○海岸沿いの景観保全 ○漁業と農業を通じた交流の場づくり 	<p>水辺環境利活用エリア</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な生物が生息する水辺 ○水と人とのふれあいの場 <p>必要方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水辺環境の整備における環境への配慮 ○水を活用した景観整備や親水的利活用の推進

地域別整備計画（地域別ゾーニング）

農村環境保全及び整備における環境配慮指針

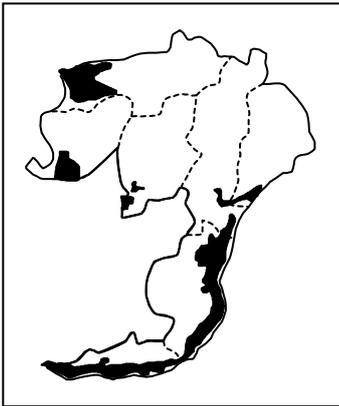
- 農業農村整備事業における環境全般への配慮
- 生物生息空間の保全
- 農道における環境への配慮
- 河川・水路における環境への配慮
- ため池における環境への配慮
- 鳥獣被害への対処
- 環境保全型農業の推進
- 暮らしの充実
- 遊休農地の解消と有効活用
- 担い手の育成
- 農業を通じた地域の活性化
- 田園景観と調和した良好な景観づくり
- 環境や農業に対する意識づくりの推進

広域的整備計画（市全域ゾーニング）



- | | | |
|---|------------|----------------------|
|  | 人と農業の共生ゾーン | : 集落とその周辺に点在する農地 |
|  | 里山環境共生ゾーン | : 農地とそれに接する樹林地 |
|  | 水田農業振興ゾーン | : 農業生産の中心となるまとまった水田 |
|  | 樹林保全ゾーン | : 農地や集落の背後に広がる大きな樹林地 |
|  | 海岸交流ゾーン | : 観光やレクリエーションの場となる海岸 |
|  | 水辺環境利活用エリア | : 地域にうるおいを与える河川やため池 |

人との共生ゾーン



【土地利用の特性】

○集落とその周辺に点在する農地

【将来像】

○うるおいある住み良い暮らし
○活発な交流によるにぎわいの場

【必要方策】

○遊休農地を荒廃させない有効活用
○農業を通じた交流の場づくり
○地域の快適な暮らしを支える生活基盤施設の充実
○落ち着いたある集落の景観づくり

環境の特性			農業農村整備事業における環境配慮の方向
自然環境	社会環境	生産環境	
屋敷林など住宅周りの自然	まとまった集落	花畑など集落の周辺に点在する農地	【生活環境重視】 地域の居住環境向上に重点をおきますが、ゾーン内に位置する良好な環境資源に対してはできるかぎり配慮します。

農村環境保全及び整備の目標と基本方針	基本方針への対応優先度と環境配慮指針との対応
【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む	△
①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。	△ 生物生息空間の保全、鳥獣被害への対処、田園景観と調和した良好な景観づくり
②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。	○ 生物生息空間の保全、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮
③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。	△ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。	△ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、生物生息空間の保全
⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。	○ 生物生息空間の保全、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。	△ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、環境や農業に対する意識づくりの推進
【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む	◎
⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。	◎ 暮らしの充実
⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。	△ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。	○ 田園景観と調和した良好な景観づくり
⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。	○ 暮らしの充実、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。	◎ 暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進
⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。	○ 暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進
【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む	○
⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、担い手の育成、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。	○ 担い手の育成
⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。	◎ 遊休農地の解消と有効活用、農業を通じた地域の活性化、環境や農業に対する意識づくりの推進
⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。	○ 担い手の育成、農業を通じた地域の活性化
⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。	△ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。	△ 鳥獣被害への対処
⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。	○ 環境保全型農業の推進

基本方針への対応 ~ ◎：重点的な取り組み検討方策 ○：取り組み検討方策 △：関連検討方策

里山環境共生ゾーン



【土地利用の特性】

○農地とそれに接する樹林地

【将来像】

○農業と自然が調和する里山
○環境に配慮した農業の場

【必要方策】

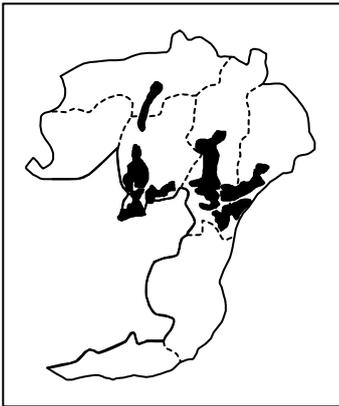
○営農しやすい農業生産基盤施設の充実
○周辺の自然環境に配慮した農業の推進
○遊休農地の解消と有効活用
○里山の適切な維持管理活動の実施
○安心して暮らせる生活環境づくり

環境の特性			農業農村整備事業における環境配慮の方向
自然環境	社会環境	生産環境	【バランス重視】 営農環境の充実と環境への配慮とのバランスを考え、地域の特性を踏まえながら事業を行います。
農地に接する樹林地、屋敷林など住宅周りの自然	点在する集落	谷戸田や斜面の果樹園など多様な農業生産の場	

農村環境保全及び整備の目標と基本方針	基本方針への対応優先度と環境配慮指針との対応
【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む ○	○
①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。	○ 生物生息空間の保全、鳥獣被害への対処、田園景観と調和した良好な景観づくり
②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。	○ 生物生息空間の保全、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮
③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、生物生息空間の保全
⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。	◎ 生物生息空間の保全、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。	◎ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、環境や農業に対する意識づくりの推進
【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む ○	○
⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。	○ 暮らしの充実
⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。	○ 田園景観と調和した良好な景観づくり
⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。	○ 暮らしの充実、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。	○ 暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進
⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。	○ 暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進
【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む ○	○
⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、担い手の育成、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。	○ 担い手の育成
⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。	○ 遊休農地の解消と有効活用、農業を通じた地域の活性化、環境や農業に対する意識づくりの推進
⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。	○ 担い手の育成、農業を通じた地域の活性化
⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。	◎ 鳥獣被害への対処
⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。	○ 環境保全型農業の推進

基本方針への対応 ~ ◎：重点的な取り組み検討方策 ○：取り組み検討方策 △：関連検討方策

■ 水田農業振興ゾーン



【土地利用の特性】

○農業生産の中心となるまとまった水田

【将来像】

○充実した働きやすい営農環境
○水田の広がりを感じさせる農地の景観

【必要方策】

○地域の農業を担う人材の確保・育成
○ブランド化による農家所得の向上
○優良農地の保全
○農業生産基盤施設の整備・改修・更新
○農地周辺の景観整備

環境の特性			農業農村整備事業における環境配慮の方向
自然環境	社会環境	生産環境	
—	農地に接する住宅	まとまった水田	【営農環境重視】 営農環境の充実に重点をおきますが、ゾーン内に位置する良好な環境資源に対してはできるかぎり配慮します。

農村環境保全及び整備の目標と基本方針		基本方針への対応優先度と環境配慮指針との対応	
【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む		△	
①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。			
②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。	○	生物生息空間の保全、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮	
③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。	△	農業農村整備事業における環境全般への配慮	
④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。			
⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。	△	生物生息空間の保全、田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。			
【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む		△	
⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。			
⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。	△	農業農村整備事業における環境全般への配慮	
⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。	○	田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。			
⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。			
⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。	△	暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進	
【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む		◎	
⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。	◎	農業農村整備事業における環境全般への配慮、担い手の育成、田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。	◎	担い手の育成	
⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。	△	遊休農地の解消と有効活用、農業を通じた地域の活性化、環境や農業に対する意識づくりの推進	
⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。	△	担い手の育成、農業を通じた地域の活性化	
⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。	△	農業農村整備事業における環境全般への配慮、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮、田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。	○	鳥獣被害への対処	
⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。	△	環境保全型農業の推進	

基本方針への対応 ~ ◎：重点的な取り組み検討方策 ○：取り組み検討方策 △：関連検討方策

■ 樹林保全ゾーン



【土地利用の特性】

○農地や集落の背後に広がる大きな樹林地

【将来像】

○様々な生物が暮らす豊かな自然
○手入れされた樹林地の広がる風景

【必要方策】

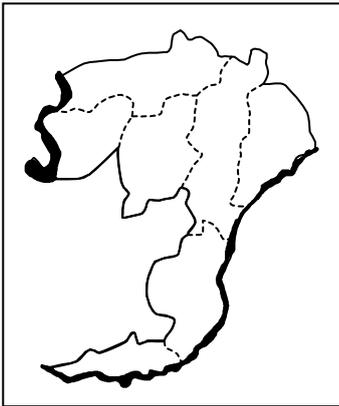
○樹林地の保全と適切な維持管理
○生物生息環境の保全と整備時の配慮
○環境への配慮を踏まえた観光的利活用

環境の特性			農業農村整備事業における環境配慮の方向
自然環境	社会環境	生産環境	
まとまった樹林地	林業	—	【自然環境重視】 樹林地の保全に重点をおき、農業生産の場としての積極的な活用は行いません。広域農道やため池等の整備にあたっては、自然環境への配慮を考えます。

農村環境保全及び整備の目標と基本方針	基本方針への対応優先度と環境配慮指針との対応
【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む	◎
①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。	◎ 生物生息空間の保全、鳥獣被害への対処、田園景観と調和した良好な景観づくり
②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。	○ 生物生息空間の保全、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮
③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。	◎ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。	
⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。	△ 生物生息空間の保全、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、環境や農業に対する意識づくりの推進
【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む	△
⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。	
⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。	◎ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。	△ 田園景観と調和した良好な景観づくり
⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。	△ 暮らしの充実、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。	
⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。	
【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む	—
⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。	
⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。	
⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。	
⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。	
⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。	
⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。	○ 鳥獣被害への対処
⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。	

基本方針への対応 ~ ◎：重点的な取り組み検討方策 ○：取り組み検討方策 △：関連検討方策

海岸交流ゾーン



【土地利用の特性】

○観光やレクリエーションの場となる海岸

【将来像】

○美しい海岸の風景
○人と農業と漁業が交わるにぎわいの場

【必要方策】

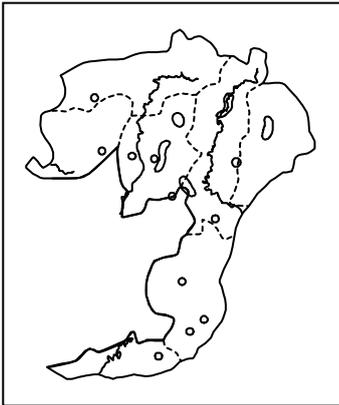
○環境保全とレクリエーション的利活用の両立
○海岸沿いの景観保全
○漁業と農業を通じた交流の場づくり

環境の特性			農業農村整備事業における環境配慮の方向
自然環境	社会環境	生産環境	
海岸の生き物	漁業や観光の場	交流の場	【交流重視】 海岸を保全しながら、交流の場として利活用を図ります。

農村環境保全及び整備の目標と基本方針		基本方針への対応優先度と環境配慮指針との対応	
【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む		○	
①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。			
②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。	○	生物生息空間の保全、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮	
③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。	○	農業農村整備事業における環境全般への配慮	
④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。			
⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。	○	生物生息空間の保全、田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。	○	農業農村整備事業における環境全般への配慮、環境や農業に対する意識づくりの推進	
【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む		◎	
⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。	△	暮らしの充実	
⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。	△	農業農村整備事業における環境全般への配慮	
⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。	○	田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。	△	暮らしの充実、田園景観と調和した良好な景観づくり	
⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。	△	暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進	
⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。	◎	暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進	
【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む		—	
⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。			
⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。			
⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。	△	遊休農地の解消と有効活用、農業を通じた地域の活性化、環境や農業に対する意識づくりの推進	
⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。			
⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。			
⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。			
⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。			

基本方針への対応 ~ ◎：重点的な取り組み検討方策 ○：取り組み検討方策 △：関連検討方策

■ 水辺環境利活用エリア



【土地利用の特性】

○地域にうるおいを与える河川やため池

【将来像】

○多様な生物が生息する水辺
○水と人とのふれあいの場

【必要方策】

○水辺環境の整備における環境への配慮
○水を活用した景観整備や親水的利活用の推進

環境の特性			農業農村整備事業における環境配慮の方向
自然環境	社会環境	生産環境	
河川・水路、ため池、ダム湖	親水空間	—	【水辺利活用重視】 できるだけ自然環境に配慮しながら、水辺を利活用します。

農村環境保全及び整備の目標と基本方針	基本方針への対応優先度と環境配慮指針との対応
【自然環境】人と生物がともに生きる豊かな自然を守り育む	○
①まとまった樹林地や里山の雑木林など、樹林の維持・保全を図ります。	
②河川・水路やため池、海岸では、水質の維持・改善や親水性の向上に留意しながら、生物生息環境づくりやレクリエーションの場づくりを図ります。	◎ 生物生息空間の保全、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮
③自然環境が豊かなエリアにて各種整備を行う際は、生物等の状況を把握し、できるだけ自然環境への配慮を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
④法面崩壊等危険箇所などの周辺で、安心して暮らせる環境づくりを図ります。	
⑤集落の屋敷林や農地周辺の身近な自然の維持・保全を図ります。	○ 生物生息空間の保全、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑥環境への影響に留意しながら、観光・レクリエーション資源として自然環境の利活用を進め、人と自然とのふれあいの場・学習の場づくりを図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、環境や農業に対する意識づくりの推進
【社会環境】快適で住み続けたい居住環境を守り育む	△
⑦地域の安全で快適な暮らしの基礎となる生活基盤施設の整備・充実を図ります。	
⑧生活基盤施設の整備・改良においては、できるだけ周辺の自然環境や営農環境への配慮を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮
⑨良好な田園景観の保全・創造を図ります。	△ 田園景観と調和した良好な景観づくり
⑩地域の歴史・文化的資源の保全・活用を図ります。	
⑪地域コミュニティ活動の継承・活性化を図り、地域への愛着づくりを図ります。	
⑫観光・レクリエーション資源を活用し、都市と農村の交流推進を図ります。	△ 暮らしの充実、環境や農業に対する意識づくりの推進
【生産環境】個性的で活力のある農業生産の場を守り育む	—
⑬ほ場整備など農業生産基盤施設の整備・改良とともに、農地の利用集積などを進め、優良農地の保全を図ります。	
⑭農業に関わる人材を育成するため、後継者対策や営農ボランティア育成などに取り組み、担い手の確保や営農への支援を図ります。	
⑮都市と農村の農業を通じた交流により、遊休農地の利活用を図りながら、農村地域の活性化を図ります。	
⑯地産地消や特産品開発、農産物のブランド化と販路の拡大など地域ならではの農業の個性づくりを進め、農業経営の安定化を図ります。	
⑰農業生産基盤施設の整備・改良を行う際は、できるだけ周辺の環境への配慮を図ります。	○ 農業農村整備事業における環境全般への配慮、河川・水路における環境への配慮、ため池における環境への配慮、田園景観と調和した良好な景観づくり
⑱鳥獣による農作物への被害に対し、生態系への影響にも配慮しながら、適切な対策を図ります。	
⑲環境負荷が少なく持続可能な農業の展開を図ります。	

基本方針への対応 ~ ◎：重点的な取り組み検討方策 ○：取り組み検討方策 △：関連検討方策